

質 疑 応 答 書

業務名

広島駅周辺地区の水辺空間におけるにぎわい創出業務

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1	仕様書 6 (1) ウ	Aエリアについてのみ、未利用時に立ち入りができないための対策が求められていますが、B・Cエリアでは行わない対策をあえてこのエリアのみで行う理由や必要性をご教示ください。	Aエリアは復旧工事後はアスファルト舗装となるため、キックボードやバイクなどの無断使用による事故等を防ぐためです。
2	仕様書 6 (1) ウ	Aエリアの安全対策について、ポール設置などの整備を行う場合の費用は受託者負担でしょうか。また、設置した設備等の委託期間終了後の帰属先、現状復旧などについてはどのようにお考えでしょうか。	お見込のとおり、ポール設置などの整備は受託者負担です。 設置した設備等の委託期間終了後の帰属先についてですが、今回の委託料を使って購入、かつそれが備品類（単価が2万円以上）であれば帰属先は市になりますが、それ以外であれば帰属先は受託者となります。 原状復旧については、委託期間終了後は、委託前の状態に復旧してください。なお、仕様書の資料1「広島駅周辺地区の水辺空間利用に当たっての基本ルール」「3 行為の禁止」に「土地の形質を変更すること。」と記載しているとおり、土地の形質を変更することを禁止しています。これは、基礎工事が必要な設備は不可ということであり、移動式のポールやプランター等を置くことを想定しています。それらを撤去することが、原状復旧となります。
3	仕様書 6 (1) ウ	Aエリアの未利用時等の立ち入り防止策について、利用可能期間の短さや費用対効果を考慮し、特別な対策を実施しない、またはAエリアの利活用を行わない形での提案は可能でしょうか。	Aエリアの立ち入り防止策は、利活用の際に必要です。 また、Aエリアを含めた対象区域を利活用することによるにぎわい創出が当業務の目的ですので、Aエリアの利活用は必須です。

4	仕様書 6 (1) ウ	異常又は緊急時の対応及びAエリアの安全対策については、イベント実施期間以外の緊急時対応も求められるのでしょうか。また、違法駐輪等の不適切な利用があった場合の撤去等についても受託者が対応する必要があるのでしょうか。	「対象区域内に違法物件や施設の損傷等を発見した場合は、関係行政機関へ連絡する」については、受託期間中の全期間対応してください。 「河川増水等の緊急時には的確に情報を入手するとともに、水辺空間使用者や利用客への情報伝達体制を整え、万が一の緊急時には、利用者の安全、円滑な避難誘導に努める。」については、水辺空間使用者による利活用時及び直営イベント実施時を想定しています。 違法駐輪については、Aエリア～Cエリアは自転車等放置規制区域内であるため、放置されている自転車等は本市による撤去の対象となります。なお、イベント開催等で来場した自転車等も撤去の対象となりますので、近隣の駐輪場を利用するように周知してください。
5	仕様書 4、別図	エリアの連続性を持たせるため、BエリアとCエリアの間のエリアについても利活用を行うことは可能でしょうか。	場所と内容によっては、当該土地の管理者が承諾すれば利活用が可能な場合がありますので、事前に発注者（観光政策部）に相談してください。
6	説明書 6 (3) 受託候補者 特定基準 3 (1)	令和4年4月以降の占用主体についてはどのようにお考えでしょうか。また、恒常的な賑わい創出のためには、長期的な視点からの事業実施が必要と考えられるため、令和4年度以降の占用主体受託を前提とした提案としても良いでしょうか。	令和4年度は、改めて占用主体を公募する予定です。 今回のプロポーザルに当たり、令和4年度以降の占用主体受託を前提とした提案をしていただいて構いませんが、令和4年度の受託を約束するものではありません。
7	説明書 6 (3) 受託候補者 特定基準 2 (2)	類似業務の実績について、団体の構成企業において実施した業務を実績としても良いでしょうか。	団体の構成企業において実施した業務を実績として記載されても構いません。

(注) この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。